

中島地区まちづくり協議会規約

中島地区まちづくり協議会規約

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、中島地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所を松山市役所中島支所に置く。

(区域)

第2条 協議会の区域は、睦月島、野忽那島、中島、怒和島、津和地島、二神島及びそれぞれに属する島とする。

(目的)

第3条 協議会は、区域の連携、振興、発展及び活性化に努めることを目的とする。

(会員)

第4条 本会の会員は、前条の目的に賛同し、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 区域内に住所を有する住民及び企業
- (2) 区域内で活動する団体
- (3) その他会長が適當と認めるもの。

(入会)

第5条 協議会の目的に賛同し、協議会の会員になろうとする団体又は個人は、別に定める入会申込書に所定の事項を記入し、会長に提出しなければならない。ただし、団体の構成員は、その団体の代表者からの提出をもってこれに代えることができる。

2 会長は、前項の申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒むことはできない。

(退会等)

第6条 会員が、次のいずれかに該当した場合には、退会したものとみなす。

- (1) 会員が、会員の資格を失ったとき。
- (2) 会員から退会の申し出があったとき。

2 協議会は、会員が第3条の目的に反する活動を行うなど、会員としてふさわしくないと認めるときは、運営委員会の議決を経て、当該会員を除名することができる。ただし、当該会員が望む場合には、協議会は、運営委員会において、当該会員に意見陳述の機会を与えなければならない。

(事業)

第7条 協議会は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる事項を協議し、必要な事業を行う。

- (1) まちづくり計画に関すること。
- (2) 区域の振興及び活性化に資する総合的施策に関すること。
- (3) 関係機関・団体との連携・協力の機能促進に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要なこと。

2 協議会は、政治活動及び布教等の宗教活動を行わない。

第2章 役員等

(役員等)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名

2 協議会に、監事2名を置く。

3 協議会に、相談役4名を置く。

(役員等の選任)

第9条 役員等は会員の中から総会において選出する。

2 監事は、総会において、会員の中から選任する。監事は、役員及び運営委員を兼ねることはできない。

3 相談役は、運営委員会で選任する。

(役員等の任務)

第10条 役員等の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その任務を代行する。
- (3) 事務局長は、協議会の運営及び活動に伴う経理事務を総括し、協議会の運営に関する事務を処理するとともに、会長と協議の上、構成員や関係機関・団体との連絡調整を行うほか、財産管理及び出納に必要な書類を保管管理する。
- (4) 役員は、必要に応じ、部会の会議に出席し、意見を述べることができる。
- (5) 監事は、協議会の業務及び会計を監査する。
- (6) 相談役は、会長の要請に応じて会議に出席し、協議会の運営及び活動上の諸問題に関し意見を述べることができる。ただし、議決権はないものとする。

(役員等の任期)

第11条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その任務及び業務を行うものとする。

4 相談役の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(事務員)

第12条 協議会に事務員を置くことができる。

2 事務員は、役員会の承認を経て、会長が任命する。

3 事務員は、本会の運営に関する諸事務を補助する。

4 事務員の報酬は、別に定める。

第3章 会議

(会議の種類及び構成)

第13条 会議は、総会、運営委員会、役員会及び部会とする。

2 総会は、会員となっている者のうち以下に掲げる代議員をもって構成する。

- (1) 役員
- (2) 別表1に掲げる団体等から推薦のあった者

- (3) 会長が適當と認めた学識経験者
 - (4) 個人の資格で会員となった者
- 3 運営委員会は、役員、第23条に規定する部会の部長及び副部長及び別表1に掲げる認可地縁団体の構成員のうち会長が指名する者をもって構成する。
- 4 役員会は、役員をもって構成する。
- 5 部会は、別表1に掲げる団体等の代表者及び地縁団体の代表者が推薦する者、並びにその他会長が推薦する者によって構成する。

(会議の招集)

第14条 総会は、会長が招集する。

- (1) 定期総会は、毎年度終了後2ヶ月以内に開催する。
- (2) 次に掲げる場合は、臨時総会を開催することができる。
 - イ 会長が必要と認めたとき。
 - ロ 運営委員会において総会開催の議決があったとき。
 - ハ 代議員の3分の2以上の者の書面による請求があったとき。
- 二 監事全員の請求があったとき。

2 運営委員会及び役員会は、必要に応じ会長が招集する。

3 部会は、各部長が招集する。

(付議事項)

第15条 総会は、次の事項を審議議決する。

- (1) まちづくり計画の承認
 - (2) 事業報告及び決算の承認
 - (3) 事業計画及び予算の承認
 - (4) 規約の制定及び改廃の認定
 - (5) 役員の選任
 - (6) その他本会の運営に必要な事項の承認
- 2 運営委員会は、次の事項を審議議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) まちづくり計画に関する事項
 - (3) 総会によって審議を依頼された事項
 - (4) 総会に代わって議決の必要な事項
 - (5) 本規約施行についての細則に関する事項
 - (6) 会員の除名に関する事項
 - (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事務
- 3 役員会は、次の事項を審議議決する。
- (1) 運営委員会によって審議を依頼された事項
 - (2) 運営委員会に代わって議決の必要な事項
 - (3) 事務員の選任に関する事項
 - (4) その他総会及び運営委員会の議決を要しない会務の執行に関する事務
- 4 部会は、次の事項を審議議決する。
- (1) 運営委員会及び役員会に付議すべき事項

- (2) 運営委員会及び役員会から審議を依頼された事項
- (3) 部会に付託された事項の実施に関する事項。
- (4) その他総会、運営委員会及び役員会の議決を要しない業務の遂行に関する事項
(定足数)

第16条 総会は、代議員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、出席できない者は、委任状の提出により出席とみなすことができる。

(代議員の表決権及び書面表決)

第17条 代議員は、総会において一人一票の表決権を有する。

2 止むを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、表決を委任することができる。

3 代議員数は、別表1及び別表2に掲げるとおりとする。

(議長)

第18条 総会の議長は、出席者の中から選出し、運営委員会及び役員会は会長が、部会は部長が議長となる。

(議決)

第19条 各会議における議決は、本規約に定めるものほか、出席者の過半数の賛成を要する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(議事録)

第20条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会議の構成員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

2 総会の議事録には、議長及び議長が指名した議事録署名人2人が署名押印をしなければならない。

(会議の公開及び告知)

第21条 総会の傍聴を希望する者は、別に定めるところにより、総会を傍聴することができる。

2 会議の議事録の閲覧を請求する者があるときは、これを閲覧させなければならない。

3 総会を開催するときは、事前に告知するものとする。

(各会議の委員等の任期)

第22条 各会議の委員等(役員を除く)の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された委員等の任期は、第11条第2項及び第3項の規定に準じる。

第4章 部会

(部会)

第23条 協議会に、次の部会を置く。

- (1) 地域連携部
- (2) 地域振興部
- (3) 福祉部

- (4) 文化・レクリエーション部
- 2 部会は、部会員の互選により部長1名、副部長1名を選出する。なお、会員は、希望する複数の部会に加入することができる。
- 3 部長及び副部長の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 各部会は、主として、次に掲げる事項の企画、実践、啓発を行う。

(1) 地域連携部

イ 区域内集落の連携に関すること。

(2) 地域振興部

イ 区域内の活性化に関すること。

ロ 区域外との交流人口の拡大に関すること。

ハ その他、区域の振興に関すること。

(3) 福祉部

イ 区域内の福祉の増進に関すること。

(4) 文化・レクリエーション部

イ 区域内の文化の振興及びレクリエーションに関すること。

第5章 まちづくり計画・会計・事業計画・予算・決算

(まちづくり計画)

第24条 区域内の総合的な将来計画となるまちづくり計画は、会長が運営委員会及び役員会の審議を経て、その案を作成し、総会の議決を経て定めなければならない。

(会計年度)

第25条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(財産)

第26条 協議会の財産は、次に掲げるものをもって充てる。

(1) 会員からの会費

(2) 松山市等からの補助金等

(3) 寄付金

(4) 事業に伴う収入及びその他の収入

2 前項第1号に規定する会費の額及び納入方法については、別に総会で決める。

3 既納の会費は、返納しない。

(経費)

第27条 協議会の経費は、財産をもってあてる。

(事業計画及び收支予算)

第28条 協議会の事業計画及び予算は、まちづくり計画に基づき、毎事業年度開始前に会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により年度開始前に予算が成立しない場合には、成立するまでの間、前年度の予算に準じて収入、支出することができる。

3 前項による収入、支出は、新たに成立した予算、収入とみなす。

(事業報告及び收支決算)

第29条 会長は、毎事業年度終了後、すみやかに事業報告書、収支決算書を作成し、監事の監査を受けなければならない。

(帳簿書類の保存及び処分)

第30条 会計に関する帳簿及び保存期間は次のとおりとする。

- (1) 収支予算書及び収支決算書 5年
- (2) 帳簿等 5年
- (3) 計算書類及び証拠書類 5年
- (4) その他関係書類 5年

第6章 規約の変更・解散

(規約の変更)

第31条 本規約の変更には、総会において代議員の3分の2以上の賛成がなければならぬものとする。

(解散)

第32条 協議会の解散には、総会において代議員の3分の2以上の賛成がなければならぬものとする。

2 残余財産処分等、解散に伴い発生する事案については、総会でこれを議決する。

第7章 雜 則

(情報公開)

第33条 会長は、協議会の適正かつ公正な運営に資するため積極的な情報公開に努めなければならない。

2 文書の閲覧を請求する者があるときは、これを閲覧させなければならない。

3 傍聴希望者は、別に定めるところにより、会議を傍聴することができる。

(個人情報の保護)

第34条 協議会は、協議会の活動を通して得た個人情報の保護に努めるものとする。

(細則)

第35条 本規約に定めのないことについては、運営委員会が別に定める。

附 則 1 この規約は、平成21年2月25日から施行する。

附 則 2 協議会設立当初の事業年度は、設立の日から平成22年3月31日までとする。

附 則 この規約は、平成21年5月20日から施行する。

附 則 この規約は、平成22年5月31日から施行する。

附 則 この規約は、平成28年5月10日から施行する。

附 則 この規約は、平成29年5月10日から施行する。

附 則 この規約は、平成30年5月9日から施行する。

附 則 この規約は、令和3年5月11日から施行する。

附 則 この規約は、令和4年5月20日から施行する。

附 則 この規約は、令和5年5月11日から施行する。

附 則 この規約は、令和6年5月9日から施行する。

(別表1) 第13条第2項、第17条第3項関係

睦月地区会(2名以内)、野忽那地区会(2名以内)、大浦地区会(2名以内)
小浜地区会(2名以内)、長師地区会(2名以内)、宮野地区会(2名以内)
神浦地区会(2名以内)、宇和間地区(2名以内)、熊田地区会(2名以内)
吉木地区(2名以内)、饒地区会(2名以内)、畠里地区会(2名以内)
栗井地区会(2名以内)、上怒和地区(2名以内)、元怒和地区会(2名以内)
津和地共有地会(2名以内)、二神地区会(2名以内)
中島総代会(1名以内)
中島公民館(1名以内)、睦野地区廃棄物減量等推進委員会(1名以内)、東中島地区廃棄物減量等推進委員会(1名以内)、西中島地区廃棄物減量等推進委員会(1名以内)、
神和地区廃棄物減量等推進委員会(1名以内)、自主防災組織(全17組織で1名以内)、松山西防犯協会中島支部(1名以内)、松山西地区防犯協会睦野支部(1名以内)、
松山西地区防犯協会東中島支部(1名以内)、松山西地区防犯協会(1名以内)
(公共的団体) 45名
愛媛県漁協中島支所(1名以内)、中島商工会(1名以内)、
JA経営管理委員(1名以内)
みらいクラブ(1名以内)
松山市消防団第9方面隊(1名以内)、松山離島振興協会(1名以内)
七志開(1名以内)、中島土地改良区(1名以内)
中山間地域等直接支払制度(全組織で1名以内)
松山市認定農業者協議会第17ブロック(1名以内)
松山市青年農業者協議会(1名以内)
中島商工会女性部(1名以内)
JAえひめ中央中島支所女性部(1名以内)
特定非営利活動法人 ふれ愛ランド中島(1名以内)
松山市PTA連合会6Bブロック(1名以内)
中島地区社会福祉協議会(1名以内)、中島地区民生児童委員協議会(1名以内)
中島地区食生活改善推進協議会(1名以内)
女性塾はまんぼう(1名以内)、伝統芸能道具踊り保存会(1名以内)
中島地区校長会(1名以内)、中島ふれあいセンター(1名以内)
トライアスロン中島大会実行委員会(1名以内)
歴史探訪道つくり隊(1名以内)、おかえりなさい冬美ちゃん実行委員会(1名以内)
中島ボランティアガイド協会(1名以内)、BLUE SEA(1名以内)
島生活円滑会(1名以内)
NPO法人輝け中島(1名以内)
中島音楽祭実行委員会(1名以内)
中島コンサート実行委員会(1名以内)
中島ART BOMB(1名以内)
姫たちばな(1名以内)
(地域団体) 33名

(別表2) 第17条第3項関係

会長が適當と認めた学識経験者（2名以内）

個人の資格で会員となったもの（個人会員の人数が20名に満たない場合は、1名を、20名以上の場合は、10名につき1名を互選により選任するものとする。）

中島地区まちづくり協議会規約施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、中島地区まちづくり協議会規約（以下、「規約」という。）の施行に
関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この細則において、文中の用語は、規約の読み替え規定等を準用する。

(入会申込)

第3条 規約第5条に規定する申込書は、次の様式とする。

(第1号様式 個人会員用)

入会申込書

中島地区まちづくり協議会会長 ○○ 様

中島地区まちづくり協議会規約第6条に基づき、関係書類を添付の上、同協議会への入
会を申し込みます。

令和 年 月 日

○○会

申込者氏名

印

(第2号様式 団体会員用)

入会申込書

中島地区まちづくり協議会会長 ○○ 様

中島地区まちづくり協議会規約第6条に基づき、関係書類を添付の上、同協議会への
入会を申し込みます。

令和 年 月 日

申込団体住所・電話番号

申込団体名

代表者氏名

印

(添付書類)

1. 団体等規約
2. 役員名簿
3. その他会長が必要と認めた書類（指示があつた場合のみ）

(報酬)

第4条 規約第12条に規定する事務員の報酬は、時給1,029円とする。

(旅費)

第5条 協議会の用務で出張する場合、旅費の支給は、以下に掲げる基準とする。

- 2 出張とは、公共交通機関を利用しなければ目的地に到達できない用務をいう。
- 3 出張等の必要があるときは、会長の許可を得ること。
- 4 旅費の請求は、事務局長に行い、事務局長が現金支給する。
- 5 旅費の計算は、以下のとおりとする。

(単位：円)

| 目的 地 | 運 費 | 日 当 | 宿泊費 |
|------------------|-----|-------|-------|
| 中島地域内 | | | 5,000 |
| 市 内 (中島地域を除く) | | 2,200 | 7,500 |

6 この基準にない旅費の支給については、役員会で決める。

7 出張等の記録は、5年間保存するものとする。

(慶弔)

第6条 会長、副会長、事務局長が任期中に死亡されたときは、その他の役員が弔間に参列し、20,000円の香料又は、弔花を供える。

(傍聴)

第7条 規約第21条に規定する傍聴については、次のとおりとする。

- 2 この条項において傍聬人とは、代議員以外のものであって、会長から傍聴を許可されたものをいう。
- 3 総会を傍聴しようとするもの（以下、「傍聴希望者」という。）は、総会開会予定時刻の30分前までに、氏名・住所を記載した申出書（様式は任意）を会長に提出するものとする。
- 4 申出書を受理した会長は、総会開始までに傍聴の可否を判断し、傍聴希望者にその結果を口頭で通知する。
- 5 会長は、傍聴席が満員となったときその他必要があると認めるときは、傍聴を制限することができる。
- 6 傍聬人は、総会の傍聴をするに当たって、会長の指示に従わなければならない。
- 7 会長は、傍聴人が総会の進行を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす行為を行ったとき、あるいはその虞があると認めたとき、傍聴人に退場を命じることができる。

(会費)

第8条 会長は、協議会の事業を進める上で特に必要と認めるときは、総会の議決を経て、会員に対し、会費を求めることができる。

附 則

本細則は、平成21年2月25日から施行する。

附則

平成25年5月28日 一部改正

附則

平成28年5月10日 一部改正

附則

令和4年5月20日 一部改正

附則

令和5年5月11日 一部改正

附則

令和6年5月9日 一部改正

入会申込書

中島地区まちづくり協議会会長 様

中島地区まちづくり協議会規約第5条に基づき、関係書類を添付の上、同協議会への入会を申し込みます。

令和 年 月 日

申込団体住所
電話番号

申込団体名
代表者氏名

印

(添付書類)

1. 団体等規約
2. 役員名簿
3. その他会長が必要と認めた書類（指示があった場合のみ）